

# 第一章 電気通信事業者と利用者との契約関係

## 第一節 契約の成立と終了

### 1. 適用される契約

例えば新たに携帯電話の契約するために代理店窓口に来たとする。契約内容の希望を聞かれ、これこれのサービスで値段はいくらぐらいだと説明すると、それならこのサービスがお勧めと言われて契約することになるが、ここでは、NTT ドコモのサービスを例として、「SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式により符号、音響又は影像の伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービスであって、FOMA サービス、卸 FOMA サービス及び卸 Xi サービス以外のもの」を利用する契約をしたとしよう。利用者にとってはこんな厳密な定義などどうでも良い。これはドコモの「Xi サービス」と呼ばれるものである。

サービスの説明を聞いて「ではこのサービスをお願いします」と言うと、申込書に署名や捺印などの意思確認を求められるだろう。「お客様控え」として渡された書類を見ると、この料金プランで、オプションサービスはこれなどで書かれたほか、どこかに「契約約款に同意します」という趣旨のことが書かれているはずだ。契約約款とは、多数の顧客を相手にいちいち契約書を取り交わすことをせず、契約内容を書き出したものを準備しておき、顧客が申し込んだら自動的にこの契約内容に合意して契約が成立したものと扱われるものである。最近の民法改正により「定型約款」と呼ばれることになったが、携帯会社のホームページには「契約約款」の名称で掲載されていることもある。この場合は、ドコモの「Xi サービス契約約款」が適用されることになる。



### 【コラム】 定型取引合意と定型約款

例えば対等な関係の会社間で製品を売買する場合は、その価格はもちろん、数量や納品場所などを特定し、それが履行できなかった場合の責任などを細かく書いた契約書をその都度作成して、捺印したり署名したりしてその効力をはっきりさせるのが通例である。しかし、一つの会社が多数の顧客と契約する業態であって、その契約内容が全部同じ、あるいはいくつかのパターンに集約されて、毎回似たような内容の契約が成立するような場合は、パターン化された契約内容を予め書き出しておいて、契約の申込者にその内容で契約するという申込書を出させ、契約が成立したら両当事者はその内容に従うことにする例が多い。このようなやり方で結ばれる契約を「定型取引合意」と呼び、定型取引合意に適用される条項を当事者の一方が予めまとめたものを「定型